

第4章 給 与

○公益財団法人埼玉県公園緑地協会常勤理事報酬等支給基準

(目的)

第1条 この基準は、定款第28条の規定に基づき、公益財団法人埼玉県公園緑地協会の常勤理事の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 常勤理事の報酬は、本給及び期末手当とする。

(支給の基準)

第3条 常勤理事の報酬の支給の基準は別表のとおりとし、評議員会で定める総額の範囲内において、評議員会で報酬の支給額を決定するものとする。

2 報酬の本給は月額によるものとし、報酬総額から次項に定める期末手当を除いた額を12で除した額を支給する。

3 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤理事に対して支給し、その額は、報酬の月額及び報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月にあつては100分の140、12月にあつては100分の155を乗じて得た額とする。ただし、在職期間が6箇月未満の場合にあつては、本文に規定する額に、その者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額をもって期末手当の額とする。

(1) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(2) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(3) 3箇月未満 100分の30

4 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に在職する常勤理事に期末手当を支給すべき日(次号において「支給日」という。)の前日までの間に定款第27条の規定により解任の処分を受けた者

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

(3) 期末手当に係る支給の一時差止処分を受けた者(当該一時差止処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者
(報酬の支給方法等)

第4条 本給及び期末手当の支給日、支給方法等に関しては、公益財団法人埼玉県公園緑地協会職

員給与規程(以下「職員給与規程」という。)を準用する。

(県派遣役員の報酬支給の特例)

第5条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年埼玉県条例第72号)の規定に基づき、埼玉県から派遣された常勤理事の報酬については、当該常勤理事が埼玉県に在職する場合における職位、等級号級に基づき、埼玉県の定める職員の給与に関する条例(昭和27年埼玉県条例第19号)等の規定に基づき算定した額を支給するものとする。

(通勤手当)

第6条 常勤理事には通勤手当を支給する。

2 通勤手当の支給については、職員給与規程を準用する。

(退職手当)

第7条 常勤理事が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合にはその遺族)

に退職手当を支給する。ただし、埼玉県から派遣された常勤理事を除く。

2 前項に規定する退職手当の額は、その在職した月1月につき退職手当基礎報酬月額(当該常勤理事が退任した日の属する年度の役員報酬等の年間支給予定額を16.93で除した額)に100分の10.875を乗じて得た額を限度とし、理事会の承認を得て理事長が定める。

3 常勤理事が定款第31条の規定により解任の処分を受けたときは、退職手当は支給しない。

4 公益財団法人埼玉県公園緑地協会職員退職手当支給規程(昭和47年4月12日規程第1号)第13条から第18条の規定は、常勤理事の退職手当の支給について準用する。

(補 則)

第8条 この基準の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条の規定に基づき、公益財団法人の設立の登記をした日から施行する。

2 財団法人埼玉県公園緑地協会役員諸給与規程(昭和46年5月1日規程第4号)及び財団法人埼玉県公園緑地協会非常勤役員の報酬及び費用弁償規程(昭和46年4月24日規程第3号)は、この規程の施行の日に廃止する。

附 則

この規程は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

常勤理事の役職に応じた報酬等の区分	理事長 (1300万円を超えない額) 専務理事 (960万円を超えない額) 常務理事 (960万円を超えない額)
報酬等の額の算定方法	報酬は、埼玉県及び民間等の類似法人の水準との均衡に配慮し決定する。なお、埼玉県の特別職の給与改定があった場合は、経営状況等を総合的に考慮し、その改定率の範囲で改定を行う。